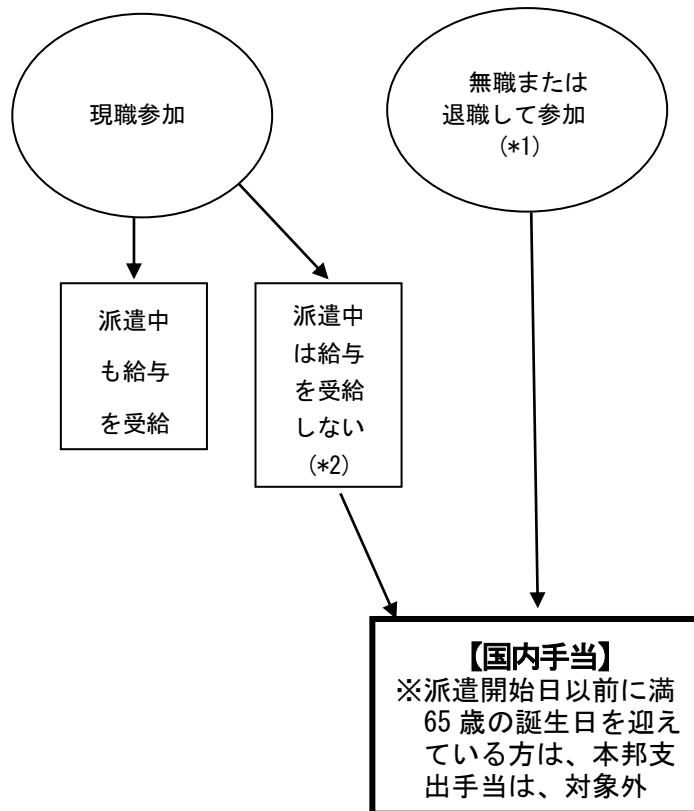


## 短期派遣者 参加身分措置のご案内

JICA では、海外協力隊の派遣期間中、以下の形態により国内給付をします。



\*1 応募時点で現職だが、退職して JICA 海外協力隊に参加するため国内手当を申請する場合、所属先発行の「退職証明書」の提出が必要です。

\*2 現職参加だが無給のため国内手当を申請する場合、所属先発行の「無給証明書」等の提出が必要です。

### 1 現職参加について

#### (1) 現職参加とは？

現職参加とは、現在企業・団体等に勤めている人が「休職」等の形で所属先に身分を置いたまま JICA ボランティア事業に参加することです。

#### (2) 所属先の承認

現在所属先がある方が「休職」等の形で所属先に身分を置いたままボランティア事業に現職参加しようとする場合、原則として応募に際し各自で所属先人事部にボランティア事業へ応募する旨を伝え、承認を得ていただくようお願いしています。必ず所属先人事部の承認の下、「参加形態申告書」を提出してください。

派遣期間が 30 日以上の場合、人材確保のための費用として、手続きを踏むことにより、現職参加促進費が支払われる場合もあります。

### (3) 国家・地方公務員で現職参加する場合の留意点

#### 1) 国家公務員

①「国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律」(昭和45年法律第117号)の適用を受けた場合、派遣職員として公務扱いになります。

②「国家公務員の自己啓発等休業に関する法律」(平成19年法律第45号)により「自己啓発休業」(無給休職)にて参加することもできます。

\* 国家公務員は所属先省庁を通じて公用旅券発給依頼を行います。所属先に必要な手続き、書類を確認してください。

#### 2) 地方公務員

①「外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律」(昭和62年法律第78号)に基づく、各自治体の条例の適用を受けた場合、派遣職員として公務扱いになります。

②自己啓発等休業制度の創設について定める「地方公務員法の一部を改正する法律」(平成19年法律第46号)に基づく各自治体の条例により、「自己啓発等休業」(無給休職)にて参加することもできます。

## 2 国内手当(本邦支出対応手当、経験者手当)

### (1) 制度の概要

現在無職の方、または所属先を退職してボランティア事業に参加しようとする方、あるいは現職参加でも無給休職扱いになる方に対しては、JICAは派遣中に日本国内で支出が必要な経費等に役立てるための資金として、本邦支出対応手当を支給します。

シニア案件で参加される方は、高い技術力が必要な案件に合格されたので、経験者手当を支給します。

### (2) 支給の条件と支給期間

本邦支出対応手当：無職(学生含む)の方、退職参加の方、自営業を休業する方、現職参加で派遣期間中に無給の方。派遣開始日以前に満65歳の誕生日を迎えている方は対象外となります。50,000円/月×派遣期間

経験者手当：シニア案件に派遣される方で、派遣期間が30日以上。20,000円/月×派遣期間

### (3) 「個人番号(マイナンバー)」の確認書類の提供について：

※派遣期間5.5カ月以上の方が対象となります。

国内手当を申請される方については所得税の課税対象となり、当機構から税務署や地方自治体へ提出する書類に「個人番号(マイナンバー)」の記載が必要になります。マイナンバー確認書類として、「マイナンバーカード」または「通知カード」の写し提出に関しては、当機構がマイナンバー書類の業務を委託した会社(株)シー・イー・シー)より、おって対象者宛に連絡がありますので、その指示に従ってください。

#### (4) 今後の手続き

合格確定後、海外協力隊は「参加形態申告書」を提出します。なお、次の1)、2)のいずれかに該当する場合は、下記の書類を添付してください。

- 1) 応募時に、常勤者として週 40 時間以上勤務もしくは社会保険に加入していたが、応募後～派遣期間中に退職する場合  
⇒退職した所属先発行の「退職証明書」
- 2) 派遣期間中の給与等が支払われない場合  
⇒所属先発行の「無給証明書」

国内手当は派遣開始月の翌月以降、JICA に申請のあった国内口座に派遣期間中、毎月振り込まれます。(派遣期間の都合上、派遣開始月の翌月または派遣終了月の前月にまとめて振込む場合があります)。

支払い対象の年の翌年の1月末までに源泉徴収票を国内連絡先に送付します。必要に応じて各自で確定申告してください。

以上